

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

目次

● 相談窓口

- No.1 受診・相談センター(コールセンター)
- No.2 聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口
[受診・相談センター(コールセンター)]
- No.3 新型コロナウイルス感染症に関する
こころの電話相談(はあとライン)
- No.4 外国人住民に対する多言語による情報発信
- No.5 みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル
- No.6 仙台市市民相談【人権相談】
- No.7 暮らし支える総合相談
- No.8 仙台いのち支えるLINE相談
- No.9 労働相談

● 生活支援

- No.10 ひとり親世帯臨時特別給付金
- No.11 新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金
- No.12 生活福祉資金貸付制度における
緊急小口資金等の特例貸付
- No.13 宮城県新型コロナウイルス対応
生活応援緊急融資制度
- No.14 新型コロナウイルスの影響により
失業された方等の雇用
- No.15 市営住宅の一時提供
- No.16 生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援
- No.17 住居確保給付金
- No.18 生活保護
- No.19 高齢者の健康維持
- No.20 定期予防接種の特例制度
- No.21 就学援助制度

学生向け
メニュー

- No.22 給付奨学金及び授業料等の減免
- No.23 緊急採用・応急採用(第一種奨学金・第二種奨学金)
- No.24 奨学金の減額返還
- No.25 奨学金の返還期限猶予

● 公共料金・受信料

- No.26 水道料金・下水道使用料の支払い猶予
- No.27 ガス料金の支払い相談
- No.28 N H K 受信料の免除・支払い猶予

● 税金

- No.29 市税の納税猶予
- No.30 個人市県民税の減免
- No.31 国税の納税猶予
- No.32 県税の納税猶予

● 社会保障

- No.33 国民健康保険料の減免
- No.34 後期高齢者医療保険料の減免
- No.35 介護保険料の減免
- No.36 国民年金保険料の免除・納付猶予
- No.37 国民健康保険傷病手当金
- No.38 後期高齢者医療傷病手当金
- No.39 要介護認定期間の合算
- No.40 障害支援区分認定有効期間の延長

● 家庭学習支援

- No.41 おうちでチャレンジ・ラボ,
中学生向け理科学習動画,
小学生向け理科学習動画
- No.42 子どもの家庭学習(食育)支援

● 子育て支援

- No.43 新生児臨時特別給付金
- No.44 妊婦の方に向けた情報提供
- No.45 新型コロナウイルスの感染拡大で
不安を抱える妊産婦の電話相談窓口
- No.46 不安を抱える妊婦の方への
出産前新型コロナウイルス検査
- No.47 不妊に悩む方への特定治療支援に係る
年齢要件の緩和及び所得要件の取扱い変更
- No.48 仙台市母子・父子家庭医療費助成
新型コロナウイルス感染症による特例措置

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
1	相談窓口		○	○	受診・相談センター（コールセンター）	新型コロナウイルス感染症に関する健康相談をお受けしています。 次の症状がある方もコールセンターにご相談ください。 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。 症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。 ※多言語対応を実施しています。		TEL：022-211-3883, 2882 （24時間受付） ○英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 （24時間受付） ○タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・ヒンディー語 （平日 8：30～18：00受付）
2			○	○	聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口 〔受診・相談センター（コールセンター）〕	聴覚や言語に障害がある方からの健康相談をファクス、メールでお受けしています。		FAX：022-211-3192 （24時間受付） メール：sodan-corona@city.sendai.jp （24時間対応ではないためお急ぎの方はファクスをご利用ください。）
3				○	新型コロナウイルス感染症に関するところの電話相談（はあとライン）	新型コロナウイルス感染症に関するところの相談をお受けしています。 ・匿名で相談可能です。 ・新型コロナウイルス感染症に限らず一般的な心の悩みについてのご相談もお受けしています。		TEL：022-265-2229 （平日 10：00～12：00, 13：00～16：00）
4				○	外国人住民に対する多言語による情報発信	市ホームページ及び（公財）仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を多言語で提供しています。 仙台多文化共生センター（運営：（公財）仙台観光国際協会）において、新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援施策等の情報提供や専門の相談窓口の紹介、通訳支援を行っています。	市ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症について（外国人住民の皆さまへ）」 https://www.city.sendai.jp/koryu/foreignlanguage/jp/news/coronavirus.html （公財）仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイト http://int.sentia-sendai.jp/j/ 仙台多文化共生センターウェブサイト http://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/index.php	・文化観光局交流企画課 TEL：022-214-1252 ・（公財）仙台観光国際協会国際化事業部 TEL：022-268-6260 ・仙台多文化共生センター TEL：022-265-2471

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
5	相談窓口		○		みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染者やその関係者の方々が差別や偏見、誹謗中傷などにさらされる事例が見受けられることから、電話相談をお受けしています。社会福祉士が相談に応じ、必要に応じて、法務局や労働局、警察、弁護士会などの関係機関の窓口をご紹介します。 【対象者】 宮城県内において新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等の被害を受けている方及びその関係者など		TEL : 090-1552-1477 090-2727-1478 090-8855-1479 (平日 9 : 00～17 : 00)
6				○	仙台市市民相談【人権相談】	各区役所において、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別等、偏見やいじめについての相談を人権擁護委員が行っています。	青葉区:第2・4水曜10～15時 宮城野区:第1・3木曜10～15時 若林区:第2・4木曜10～15時 太白区:第1・3火曜10～15時 泉区:第1・3水曜10～15時	・市民局広聴統計課 TEL : 022-214-6132 ・各区役所区民生活課 (最終ページ下部の連絡先参照)
7				○	暮らし支える総合相談	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活上の様々な困りごとを抱える市民の方を対象に、その内容に応じて弁護士や臨床心理士、社会保険労務士、司法書士等の専門家が相談に応じ、問題の解決に向けたアドバイスをを行います。また、専門家のアドバイスを踏まえ、ソーシャルワーカーが継続して支援を行います。	ご相談は予約制となります。 電話にてお申し込みください。	(一社) パーソナルサポートセンター TEL : 022-395-8865 (平日 9 : 00～18 : 00)
8				○	仙台的のち支えるLINE相談	SNS (LINE) を活用し、新型コロナウイルス感染症を背景とした問題を含む、様々な困りごとや悩みに応じた相談対応や、適切な相談窓口の紹介を行います。	・受付日時:12月21日(月)～3月31日(水)午後6時～9時 ・利用方法:スマートフォンアプリLINEで、公式アカウント「仙台的のち支えるLINE相談」(ID:@083xfyn)を友だち追加の上、相談内容を送信 市ホームページ「仙台的のち支えるLINE相談」 https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkoto/fukushi/kenkoiryo/sodan/sendaiinochisasaerulinesoudan.html	健康福祉局障害者支援課 TEL : 022-214-8165

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
9	相談窓口	○	○		労働相談	新型コロナウイルス感染症の影響によるさまざまな労働に関する問題について、県民の方からの相談をお受けしています。	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	・宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL：022-299-8844 ・仙台労働基準監督署 TEL：022-299-9075 ・ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811 ・宮城県労働委員会事務局審査調整課 TEL：022-214-1450 (いずれも平日 8:30～17:15)
10	生活支援		○		ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルスの影響を受けているひとり親世帯を支援する取り組みとして、児童扶養手当を受給している方や、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したひとり親世帯の方に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。※本給付金は、児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。 1. 基本給付 【対象者】下記①～③のいずれかに該当する方 ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 ②令和2年5月31日時点でひとり親に該当し、公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していない方 ※児童扶養手当の認定の有無は問いません。 ※平成30年の収入が、児童扶養手当の支給制限限度額未満の方に限ります。 ③新型コロナウイルスの影響で家計が急変したひとり親の方 ※令和2年2月以降かつひとり親になってからの収入が、児童扶養手当の支給制限限度額未満になっている方に限ります。 【支給額】 1世帯に5万円（児童が2人以上の場合、2人目以降1人につき3万円加算） また、再支給分として同額をさらに給付 2. 追加給付 上記1の①または②に該当する方が、新型コロナウイルスの影響で収入減少している場合に、申請により1世帯5万円の追加給付を行います。 3. 再支給 基本給付の支給を受けている方は、再支給の対象となり、基本給付の額と同額が支給されます。	令和2年6月分の児童扶養手当を受給した方には、申請不要で、基本給付分を令和2年8月14日に振り込みました。その他の方や、追加給付分については、令和3年2月28日（必着）までに申請が必要です。 申請書の様式等については、市ホームページに掲載しています。 申請書の提出先は、お住まいの区役所・総合支所の児童扶養手当担当課です。 再支給については、令和2年12月11日時点で仙台市から基本給付の支給を受けている方と仙台市へ基本給付を申請済みの方は、改めての申請は不要です。 なお、令和2年12月12日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分を併せて申請することができます。	子供未来局子供保健福祉課 TEL：022-214-2134 聴覚に障害をお持ちの方やコールセンターへのお問い合わせが難しい方は、下記の厚生労働省ホームページをご確認のうえ、ファクスでお問い合わせください。 「聴覚に障害をお持ちの方等への給付金に関するFAXによるお問い合わせへの対応について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12224.html FAX：03-6740-2297

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
11	生活支援	○			新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルスの影響により休業を求められた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。 【対象者】 令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者 【申請期間】 休業期間 令和2年 4月～ 9月→令和2年12月31日まで 令和2年10月～12月→令和3年 3月31日まで ※申請開始日は休業した期間の翌月初日です。	郵送またはオンライン上で申請してください。 労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能です。 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 （平日 8：30～20：00、土日祝 8：30～17：15）
12			○		生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、休業や失業等により生計を維持するために一時的に生活福祉資金の貸付が必要となる世帯の方々に対し、緊急小口資金等の特例貸付を行います。 《申請期限：令和3年3月末日まで（期限延長）》	詳しくは、仙台市社会福祉協議会へお問い合わせください。 参考：市ホームページ https://www.city.sendai.jp/chikifukushi/seikatuhukusi/sikintokurei/tokurei.html	仙台市社会福祉協議会 070-1398-1681／070-3105-3485 080-9190-5476／090-6088-4507 080-9190-2546／080-7998-2206 080-4478-5025／090-6071-5795 （平日 9：00～16：00）
13			○		宮城県新型コロナウイルス対応生活応援緊急融資制度	県内中小企業に勤務する方で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなど、緊急に生活資金を必要とする方を対象に、宮城県と東北労働金庫が提携して生活資金の融資を行います。	詳しくは、東北労働金庫ホームページをご覧ください。 https://www.tohoku-rokin.or.jp/media/files/20200519_miyagiken_covid-19_teikei%20yuushi_2.pdf	東北労働金庫お客様サービスセンター TEL：0120-1919-62 （平日 9：00～17：00） または、宮城県内の最寄りの店舗までお問い合わせください。 （平日 9：00～17：00）
14			○		新型コロナウイルスの影響により失業された方等の雇用	新型コロナウイルスの影響により失業された方等を、市の会計年度任用職員（非常勤職員）として任用します。 【対象者（応募資格）】 新型コロナウイルスの影響により、解雇、雇止め、内定取り消しにあった方や廃業・休業した個人事業主 【任用期間】 最長で令和3年3月末日まで	市ホームページに随時求人掲載しています。 https://www.city.sendai.jp/boshu/kaikeinendo/corona/index.html	求人内容については、市ホームページに掲載している各所属へお問い合わせください。
15			○		市営住宅の一時提供	新型コロナウイルスの影響により解雇され、社宅や寮（借上げ住宅や住宅手当対象の民間賃貸住宅居住者を含む）からの退去を余儀なくされた方を対象に、一時的に（原則6か月）市営住宅を提供します。	電話にて入居のご相談を受け付けます。	都市整備局市営住宅管理課 TEL：022-214-8331、8387

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
16	生活支援			○	生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援	生活に困窮している方の相談にワンストップで対応する「仙台市生活自立・仕事相談センター『わんすてっぷ』」を開設しています。 生活面の相談や仕事探しなど、一人ひとりに合った支援プランを考え、問題の早期解決を目指します。どこに相談したらよいかわからない場合など、生活に困ったときは、まずご相談ください。	事前予約の上面談。 詳しくは、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」へお問い合わせください。	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」 TEL：022-395-8865 FAX：022-395-6268 メール：info-cw@personal-support.org (土日祝日・年末年始を除く 9：00～18：00)
17				○	住居確保給付金	離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保の支援を行います。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
18				○	生活保護	家計を支えていた人が亡くなったり、何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合に、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早くご自身で生活を支えられるように支援します。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
19				○	高齢者の健康維持	市ホームページに、外出自粛による生活不活発を予防するための健康維持の工夫や体操のリーフレット・動画を掲載しています。	詳しくは担当課へお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進課 TEL：022-214-8317
20				○	定期予防接種の特例制度	新型コロナウイルスの影響により、定期予防接種を決められた接種時期に受けることができなかった方について、接種時期を過ぎて接種した場合でも、特例的に定期予防接種として取り扱い、接種費用の補助などを行います。	詳しくは健康安全課もしくはお住まいの区の区役所・総合支所の予防接種担当課へお問い合わせください。	・健康福祉局健康安全課 TEL：022-214-8029 ・各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
21				○	就学援助制度	市立小・中学校及び仙台青陵中等教育学校（前期課程のみ）に通学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学にお困りの方を援助します。 【対象】 年間総収入額等が基準額以下の世帯、児童扶養手当を受給している世帯、生活保護が停止・廃止された世帯など ※新型コロナウイルスの影響により収入が減少し基準額以下の場合も対象となります。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。 市ホームページ「新型コロナウイルスに伴う就学援助の取り扱いについて」 http://www.city.sendai.jp/hogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/corona.html	教育局学事課 TEL：022-214-8861

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
22	生活支援				給付奨学金及び授業料等の減免	新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、要件を満たすことが確認されれば、奨学金の給付や、授業料等の減免が受けられます。 ※すでに大学等に在学している方が対象です。 ※2019年度に申し込みをして対象外となった方も支援対象になる可能性があります。	家計が急変した場合、その事由が発生したときから3か月以内のなるべく早い時期に、在学している学校に事前相談を行ってください。 事前相談において、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。 その後の申込手続きは、必要書類を在学校に提出した後、インターネットを通じて行います。 ※ただし、学校は給付奨学金の対象校として国または自治体の確認を受けた大学等であることが必要です。 ※授業料等の減免は、給付奨学金を申し込んだ後、別途在学校での申請が必要です。 詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00) 参考：日本学生支援機構ホームページ 「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html
23					緊急採用・応急採用（第一種奨学金・第二種奨学金）	現在の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等または学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、一定の要件のもと奨学金の貸与を受けられます。 ※「短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校」に在学中の方が対象です。予約採用は本制度の対象外となりますので、現在高等学校に在学中の方は、緊急採用・応急採用に申し込むことはできません。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00) 参考：日本学生支援機構ホームページ 「緊急採用・応急採用」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html
24					奨学金の減額返還	災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方で、一定の要件に該当し、当初約束した分割納付の額を減額すれば返還可能である方を対象に、申請により毎月の返還額が減額されます。 1回の願出につき適用期間は12か月で、最長15年（180か月）まで延長可能です。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00) 参考：日本学生支援機構ホームページ 「減額返還」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
25	生活支援	○			奨学金の返還期限猶予	災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を受けることができます。審査により承認された期間については返還の必要がありません。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00) 参考：日本学生支援機構ホームページ 「返還期限猶予」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/uyou/index.html
26	公共料金・受信料			○	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方の支払い猶予など、納入に関するご相談に応じています。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	・青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター TEL：022-371-8830 ・宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター TEL：022-304-0023 ・井戸水や公設浄化槽をご利用の方 建設局業務課 TEL：022-214-8337
27				○	ガス料金の支払い相談	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方のご相談に応じます。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 (月曜日～金曜日 8：30～17：00)
28		○			NHK受信料の免除・支払い猶予	○免除について 持続化給付金の給付決定を受けた方が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している受信契約について、2か月分（免除の申請月とその翌月）の受信料が免除されます。申請受付期間は令和3年3月31日までです。 また、それ以外の方についても、NHKの定める規定（免除基準）に該当することにより、受信料の全額または半額が免除となります。 ○支払い猶予について 全ての受信契約者の方を対象として、令和2年4月から令和3年3月までの受信料については、延滞利息が発生しません。また、この期間以外の受信料も、2期4か月分（1期は2か月分）の延滞までは、延滞利息が発生しません。	詳しくは、NHKのウェブページをご覧ください。 「持続化給付金」の給付決定を受けた方の受信料の免除等について http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html それ以外の方の受信料の免除について https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_list.html	仙台放送局みやぎ営業（宮城県全域担当） TEL：022-211-1042 (平日 10：00～17：00)
29	税金			○	市税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、一時に納付し、または納入を行うことが困難な方は、1年間、市税の納税の猶予を受けることができます。 担保の提供は不要で、猶予期間中は延滞金もかかりません。猶予期間内における途中での納付や、分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。	市の担当部署に申請。 詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局北徴収課 ・青葉区にお住まいの方 TEL：022-214-8152 ・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-5027 ○財政局南徴収課 ・宮城野区、若林区にお住まいの方 TEL：022-214-8153 ・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8154 ・仙台市外にお住まいの方 TEL：022-214-8661

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
30	税金			○	個人市県民税の減免	新型コロナウイルスの影響等により所得が激減した方で、以下の要件をいずれも満たす方は、令和2年度の個人市県民税の減免を受けられる場合があります。 ・令和2年度個人市県民税における合計所得金額が600万円以下であること ・令和2年1～12月の所得の見積額が平成31年1月～令和元年12月の所得の70%以下であること ・生活が著しく困難であること	市の担当部署に申請。 詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局市民税課 ・青葉区・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-8637 ・宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8638
31			○		国税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税の猶予を受けることができます。	宮城県詳しくは、居住地を管轄する税務署（徴収担当）へお問い合わせください。	・青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区にお住まいの方 仙台北税務署 TEL：022-222-8121 ・青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区にお住まいの方 仙台中税務署 TEL：022-783-7831 ・太白区にお住まいの方 仙台南税務署 TEL：022-306-8001 ※北税務署と中税務署の管轄区域については、下記URLよりご確認ください。 https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/location/besshi/sendai.htm#aoba2
32			○		県税の納税猶予	イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因し、収入が大幅に減少した場合に、県税の徴収が猶予される場合があります。 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納入期限までに申請することにより、最大1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。	詳しくは、居住地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。	・青葉区、宮城野区の一部及び若林区にお住まいの方 仙台中央県税事務所 TEL：022-715-0624 ・青葉区、宮城野区の一部（仙台中央県税事務所の管轄区域を除く）及び泉区にお住まいの方 仙台北県税事務所 TEL：022-275-9120 ・太白区にお住まいの方 仙台南県税事務所 TEL：022-248-2963 ※中央県税事務所、北県税事務所の管轄区域については下記URLよりご確認ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-tkenzei/kankatu.html
33	社会保障			○	国民健康保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和元年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免になります。	6月にお送りした保険料決定通知書に同封した申請書、または市ホームページから印刷した申請書を記入のうえ、添付書類と一緒にお住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
34	社会保障			○	後期高齢者医療保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和元年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免になります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒にお住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課（最終ページ下部の連絡先参照）
35				○	介護保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和元年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免になります。	お住いの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課（最終ページ下部の連絡先参照）
36		○			国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な場合に、保険料の免除、納付猶予を受けることができる場合があります。	ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。 個人のお客様の相談は、全国どここの年金事務所でも受け付けています。	・ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004 （平日 8：30～19：00、第2土曜日 9：30～16：00） ・仙台北年金事務所 TEL：022-224-0891 ・仙台東年金事務所 TEL：022-257-6111 ・仙台南年金事務所 TEL：022-246-5111 平日 8：30～17：15（時間延長、週末相談あり） 時間延長：週初の開所日 17：15～19：00 週末相談：第2土曜日 9：30～16：00
37				○	国民健康保険傷病手当金	国民健康保険の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和3年3月31日までのものが対象となります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒にお住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課（最終ページ下部の連絡先参照）
38				○	後期高齢者医療傷病手当金	後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和3年3月31日までのものが対象となります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒にお住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課（最終ページ下部の連絡先参照）
39				○	要介護認定期間の合算	一定の要件に当てはまる方を対象に要介護（要支援）認定の有効期間を6か月合算します。	お住いの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課（最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
40	社会保障			○	障害支援区分認定有効期間の延長	一定の要件に当てはまる方を対象に障害支援区分認定の有効期間を6か月延長します。	お住まいの区の区役所・総合支所の障害高齢担当課へお問い合わせください。	各区役所障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
41	家庭学習支援			○	おうちでチャレンジ・ラボ 中学生向け理科学習動画 小学生向け理科学習動画	ご家庭でも簡単にできる実験・科学工作の紹介動画、小学生及び中学生向け家庭学習支援動画をYouTubeで公開しています。	仙台市科学館ホームページよりご覧いただけます。 http://www.kagakukan.sendai-c.ed.jp/	仙台市科学館 TEL : 022-276-2201
42				○	子どもの家庭学習（食育）支援	家庭での学習支援、食育の一環として、お子様ひとりでも安全・簡単に調理ができる「子どもが作るレシピ」及び「キッチンで自由研究」をガス局ホームページで公開しています。	ガス局ホームページよりご覧いただけます。 子どもが作るレシピ⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/cat1/index.php キッチンで自由研究⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/ziyu/index.php	ガス局お客さまセンター TEL : 0800-800-8977 (月曜日～土曜日 8:30～17:00)
43	子育て支援			○	新生児臨時特別給付金	未来を担う子ども達の誕生をお祝いするとともに、新型コロナウイルス感染症による不安が続く厳しい環境の下での子育てを応援するため、新生児臨時特別給付金を支給します。 1. 支給対象児 令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、出生日時時点で仙台市に住民登録をした新生児 2. 支給対象者 支給対象児を監護し、生計が同一である母親（母親が申請できない場合は、支給対象児を監護し、生計が同一である父親などの保護者の方が代わりに申請することができます。） 3. 支給額 支給対象児1人につき5万円 4. 申請受付期限 令和3年5月31日（月）【必着】	対象者には、申請書と返信用封筒を順次送付します。申請書に必要事項を記入の上、必要書類（申請者ご本人名義の通帳等の写し、申請者ご本人の身分証明書の写し）を添付して郵送で提出してください。審査の上、支給を決定した場合は、申請から1か月程度で口座に振り込みます。今後、出生届を提出される方への申請書等送付の目安は、出生届提出から1か月程度となります。また、申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。	子供未来局子供保健福祉課 TEL : 022-214-2134
44				○	妊婦の方に向けた情報提供	新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱えている妊娠中の方などに向けた情報を集約し、市ホームページに掲載しています。	市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/202004_ninpu_coronataisaku.html 詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
45	子育て支援		○	○	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口	新型コロナウイルスの感染拡大により、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦の電話相談窓口を設置し、助産師が相談をお受けしています。 【対象者】 宮城県内在住の妊産婦及び宮城県内で里帰り分娩する妊産婦等	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口 TEL：090-1060-2232 (月曜日・水曜日・金曜日 13:00～19:00 (祝休日・年末年始除く)、令和3年3月31日まで)
46			○		不安を抱える妊婦の方への出産前新型コロナウイルス検査	新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える妊婦の方は、希望に応じて新型コロナウイルスの検査を無料で受けることができます。 【対象者】 宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方 ※里帰り分娩などのために宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方も対象となります。 ※検査を受ける週数は妊娠36週から38週頃を目安とします。 【実施期間】 令和3年3月31日まで 【手続き】 (1) 出産前新型コロナウイルス検査を希望していることを、宮城県内の出産を予定している分娩取扱施設の主治医に伝え、検査について説明を受けます。 (2) 検査の申し込みと予約を行います。	出産を予定している宮城県内の分娩取扱施設の産科主治医にご相談ください。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/ninpu_pcr.html	子供未来局子供保健福祉課 TEL：022-214-8189
47			○		不妊に悩む方への特定治療支援に係る年齢要件の緩和及び所得要件の取扱い変更	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定の不妊治療に要する費用の一部助成について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、要件を緩和します。 1. 令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合の時限的な年齢要件の緩和 ①対象者：治療期間初日の妻の年齢を「43歳未満」から「44歳未満」へ引き上げます。 ②通算助成回数：初回助成時の治療期間初日の妻の年齢を「40歳未満」から「41歳未満」へ引き上げます。(※通算6回まで助成可) 2. 新型コロナウイルスの影響に伴う所得要件の取扱い変更 ①夫婦の令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、前年・前々年の夫婦の所得の合計額に関わらず、助成対象となります。 ②新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合、夫婦の前々年の所得の合計額が730万円未満であれば、前々年の所得をもって助成対象となります。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年12月21日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
48	子育て支援				○	仙台市母子・父子家庭医療費助成新型コロナウイルス感染症による特例措置 所得制限により令和2年10月1日以降の母子・父子家庭医療費助成を受給していないひとり親世帯のうち、下記の支給要件①、②のいずれにも該当する世帯について、申請により母子・父子家庭医療費助成の受給対象とします。 【支給要件】 ①令和2年10月1日以降において18歳になった年の年度末までの児童を扶養する、仙台市に住所があるひとり親の方で、各種健康保険組合に加入している方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少したことにより、令和2年2月以降の収入が、母子・父子家庭医療費助成を受けている方と同じ水準となっているひとり親の方 ※扶養義務者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した場合も対象となります。 ※受給者および扶養義務者全員の収入が、母子・父子家庭医療費助成を受給している方と同じ水準となっている方が対象となります。 【助成期間】 令和2年10月1日～令和3年9月30日 ※令和2年10月1日以降に支給要件①に該当することになった場合は、助成期間は該当日からになります。 （30日過ぎて申請された場合は、原則として申請された月の1日から） ※令和3年9月30日以前に、婚姻等によりひとり親世帯でなくなった場合や市外転出した場合など、母子・父子家庭医療費助成の受給要件を満たさなくなったときは、受給資格喪失となります。 令和3年3月31日（必着）までに申請が必要です。 詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。 なお、申請書の様式等については、市ホームページに掲載しています。 申請書の提出先は、お住まいの区の区役所・総合支所です。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hitorioya/shiensedo/iryohi.html	○令和2年12月までの問い合わせ先 各区・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課（最終ページ下部の連絡先参照） ○令和3年1月からの問い合わせ先 各区保育給付課、各総合支所保健福祉課（最終ページ下部の連絡先参照）	

※各区役所・総合支所代表電話番号一覧

区役所・総合支所にお問い合わせの場合は、下記までご連絡ください。

青葉区役所 022-225-7211（代表）

太白区役所 022-247-1111（代表）

宮城総合支所 022-392-2111（代表）

秋保総合支所 022-399-2111（代表）

宮城野区役所 022-291-2111（代表）

泉区役所 022-372-3111（代表）

若林区役所 022-282-1111（代表）